

令和7年度青森県U I Jターン就職促進交通費補助

青森県では、U I Jターン就職を促進し、県内企業の人財確保を図るため、県内就職希望者が就職活動やインターンシップ等参加のために要する交通費及び宿泊費を補助します。

補助金額

交通費：補助対象経費の2分の1に相当する額（上限17,000円）

宿泊費：補助対象経費の2分の1に相当する額（上限5,000円）

※年度につき1人1回まで（同一企業を複数回訪問した場合に限り、まとめて1回として申請可）

補助対象者

県内企業等への就職を希望する県外在住の方

補助対象経費

令和7年度に、以下のいずれかの活動に要した交通費及び宿泊費

- ① 県内企業等が県内で開催する就職に係る**企業説明会**に参加する場合
- ② 県内企業等が県内で実施する**採用試験**を受ける場合
- ③ 県内で実施される**インターンシップ**等に参加する場合

※ 公務に関するインターンシップや試験の受験等をする場合は対象外です。

申請・請求方法

1. 提出先

[メールの場合]

アドレス：kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp

件名：令和7年度 青森県U I Jターン就職促進交通費補助金申請書（〇〇〇〇）

※（ ）内は申請者氏名を入れてください。

[郵送の場合]

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県 若者定着還流促進課 U I Jターン就職促進交通費補助事業担当 宛

2. 提出物

① 交付申請書（第1号様式）

② 請求書（第2号様式）

※「（別紙）採用試験・インターンシップ・合同企業説明会等実施（参加）証明書」、領収書等についてはPDFデータ又は画像で添付、それ以外はWordでの添付可。

3. 申請書提出期限

令和8年3月19日（木）17時必着

お問合せ先

青森県 子育て家庭部 若者定着還流促進課 U I Jターン促進グループ

TEL：017-734-9174

Mail：kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp



詳細はこちら

手続きの流れ

①県のホームページから申請書・請求書をダウンロードしてください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/wakamono/kotsuhijosei.html>



②必要事項をご記入ください。

※ 「（別紙）合同企業説明会等実施（参加）証明書」の「企業等証明欄」は、訪問企業のご担当者様に記入していただく必要があります。

※ 訪問先企業の担当者様に事実確認の連絡をさせていただく場合があります。

③申請書・領収書等を提出先（表面参照）までメール又は郵送により提出してください。（メール推奨）

※ 領収書等がない場合は申請できませんので御注意ください。

※ 迷惑メール対策をしている方は@pref.aomoi.lg.jpを受信できる設定にしてください。

④メール申請の場合、県から受領確認メールを返信します。

※ 郵送の場合は、個別に受理の御連絡はいたしません。補助金額の決定通知をもって回答となります。

⑤県が申請内容を確認後、交付決定の旨と確定金額を通知します。

⑥通知された金額に基づいて、**請求書を提出してください。**（通知後10日以内）

⑦申請書記載の振込先（**申請者本人名義の口座**）に補助金を振り込みます。

※ 目安：当月15日までに受理→翌月末日までに支給

留意点

①申請の際、「青森暮らしサポートセンター（※）」への利用登録（就職サポート）に同意いただく必要があります。

（※）青森県へのUIターンや移住を希望する学生・社会人の方を対象に、ワンストップで就職・移住相談に対応する相談窓口 →→→

（所在地：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター内）



詳細はこちら

②補助対象経費は、公共交通機関（原則としてタクシー、レンタカーを除く）を利用した場合に限るものとします。

③県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる交通費を補助対象としますが、往路のみ、復路のみの申請も可能です。

④補助対象経費について、企業及び他の地方公共団体等から支給を受けた場合は、交通費及び宿泊費から当該支給額を控除した金額を補助対象経費とします。

⑤東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学等に在学し（原則4年以上）、当該大学を卒業・修了又は在学中（卒業見込み）の方を対象とする「地方就職学生支援事業」を活用できる場合には、本補助金の支給対象とはなりません。詳しくは、移住予定の市町村（一部市町村を除く）にお問い合わせください。